破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１４０３号
福岡県春日市大谷１丁目63番地10
破産者　濱田仁香子
1　決定年月日　平成27年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１６８５号
福岡市博多区井相田２丁目６番５―702号
破産者　川崎　　覚
1　決定年月日　平成27年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１７１０号
福岡県宗像市自由ヶ丘２丁目12番地18　ゆり団地302号
破産者　長田　信一
1　決定年月日　平成27年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３５０号
福岡県糸島市高田５丁目26番18―202号、破産手続開始決定時の住所福岡県糸島市潤１丁目17番８号　107
破産者　三島いづみ
1　決定年月日　平成27年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１０２４号
福岡市早良区小田部１丁目１番15―101号
破産者　橋浦　健二
1　決定年月日　平成27年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１６３７号
福岡市東区松田３丁目13番８―705号
破産者　鶴田　　孝
1　決定年月日　平成27年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１７０９号
福岡県朝倉郡筑前町篠隈560番地１
破産者　白木　亮次
1　決定年月日　平成27年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第８１５号
福岡市南区向新町２丁目８番32―101号
破産者　エス・ディ・エムこと　石鉢　陽一
1　決定年月日　平成27年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１６２０号
福岡県糸島市篠原西２丁目１番４―303号
破産者　筒井　泰博
1　決定年月日　平成27年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１７２４号
福岡市博多区東比恵３丁目13番58号、住民票上の住所佐賀県三養基郡基山町大字宮浦1753番地
破産者　西　　一章
1　決定年月日　平成27年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１８３４号
福岡市南区高宮４丁目10番３―106号
破産者　吉村　武俊
1　決定年月日　平成27年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１８３５号
福岡市南区大楠２丁目22番９号
破産者　吉村　敏男
1　決定年月日　平成27年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１２２号
青森県八戸市大字田向字館越下13番地７　吉田方、前住所青森県八戸市吹上６丁目５番39号　石上住宅
破産者　和村　睦美
1　決定年月日　平成27年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２６年（フ）第１２４号
青森県三戸郡田子町大字田子字田子上ノ平42―10、前住所青森県青森市小柳４丁目４番10号　ＯＷＬ・Ａ―203
破産者　福田みさき
1　決定年月日　平成27年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２６年（フ）第９３２号
福岡市早良区西新５丁目１番19号
破産者　和根崎行枝
1　決定年月日　平成27年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１７４２号
福岡県糟屋郡志免町別府西２丁目23番３―518号
破産者　種村　　肇
1　決定年月日　平成27年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１９２０号
札幌市白石区中央３条１丁目１番１号
破産者　須藤　公浩
1　決定年月日　平成27年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４４６号
埼玉県三郷市早稲田７丁目14番地21、旧住所千葉県柏市明原２丁目９番19号　ハイムユーカリ202号
破産者　島貫　　篤（旧姓秋山）
1　決定年月日　平成27年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第４５２号
埼玉県北葛飾郡杉戸町清地２丁目６番19号　県営杉戸清地東団地１―405
破産者　柴崎　正晴
1　決定年月日　平成27年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係